

○黒部市公共工事総合評価委員設置要綱

平成19年10月1日
黒部市告示第55号

(設置)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項(第167条の13において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する学識経験を有する者として、黒部市公共工事総合評価委員(以下「委員」という。)を置く。

(意見の聴取)

第2条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により委員の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し、2人以上の委員から意見を聴くものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
- (2) 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が黒部市にとって最も有利なもの決定
- (3) 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(意見の聴取の方法)

第3条 前条の規定による意見の聴取は、会議を開催し、又は個別に意見を聴取する方法により行うものとする。

(委員)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の数は、2人以上とする。

(任期等)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、総合評価競争入札に参加しようとする者に対し、便宜供与等を行ってはならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた

後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員からの意見の聴取に係る事務を処理するため、総務企画部財政課に事務局を置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員からの意見の聴取に係る事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。